

雇用関係助成金DX化に係る調査研究事業

標準連携仕様の策定に関する取組のご紹介

令和8年7月15日（水）



Build Beyond As One.

0. 本書の目的

- 今年度、厚生労働省 職業安定局 雇用保険課様主導のもと実施する「賃金台帳」及び「出勤簿」の標準連携仕様の策定に関する取組※¹にご協力いただける人事労務システムベンダ様を募るため、当該取組の概要及び人事労務システムベンダ様への依頼事項をご説明することを目的としています。
- 本書をご確認のうえ、下記リンクのアンケートにご回答いただけますと幸いです。

アンケート（Microsoft Forms）

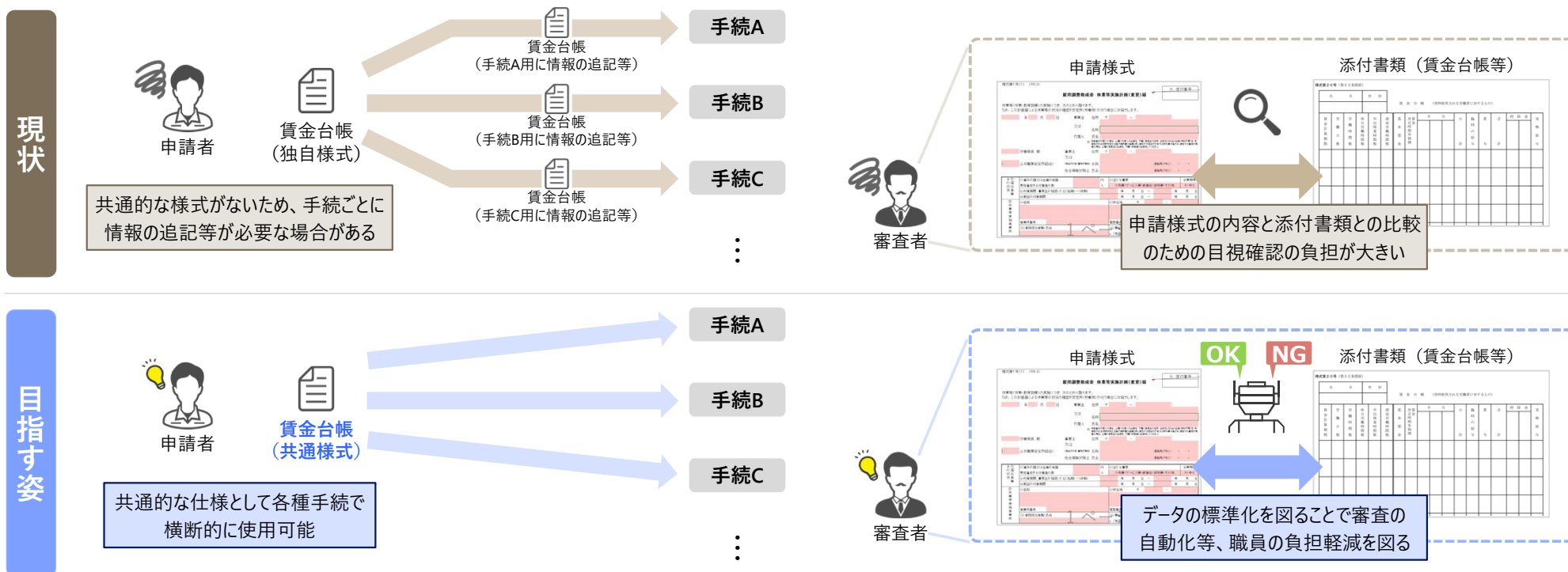
URL : <https://forms.office.com/r/xGwJ3rTKpk>
所要時間： 10分程度
実施期間： ～8月14日（金）



1.「賃金台帳」、「出勤簿」の標準連携仕様の策定の目的

- 現在、厚生労働省様では、所管する申請、届出等の手続における申請者、審査を行う窓口担当者の負担軽減のため、人事労務システムと各種オンライン申請システム間での「賃金台帳」及び「出勤簿」※1の標準的な連携仕様を定めるための取組に着手しています。

課題と本取組による改善イメージ

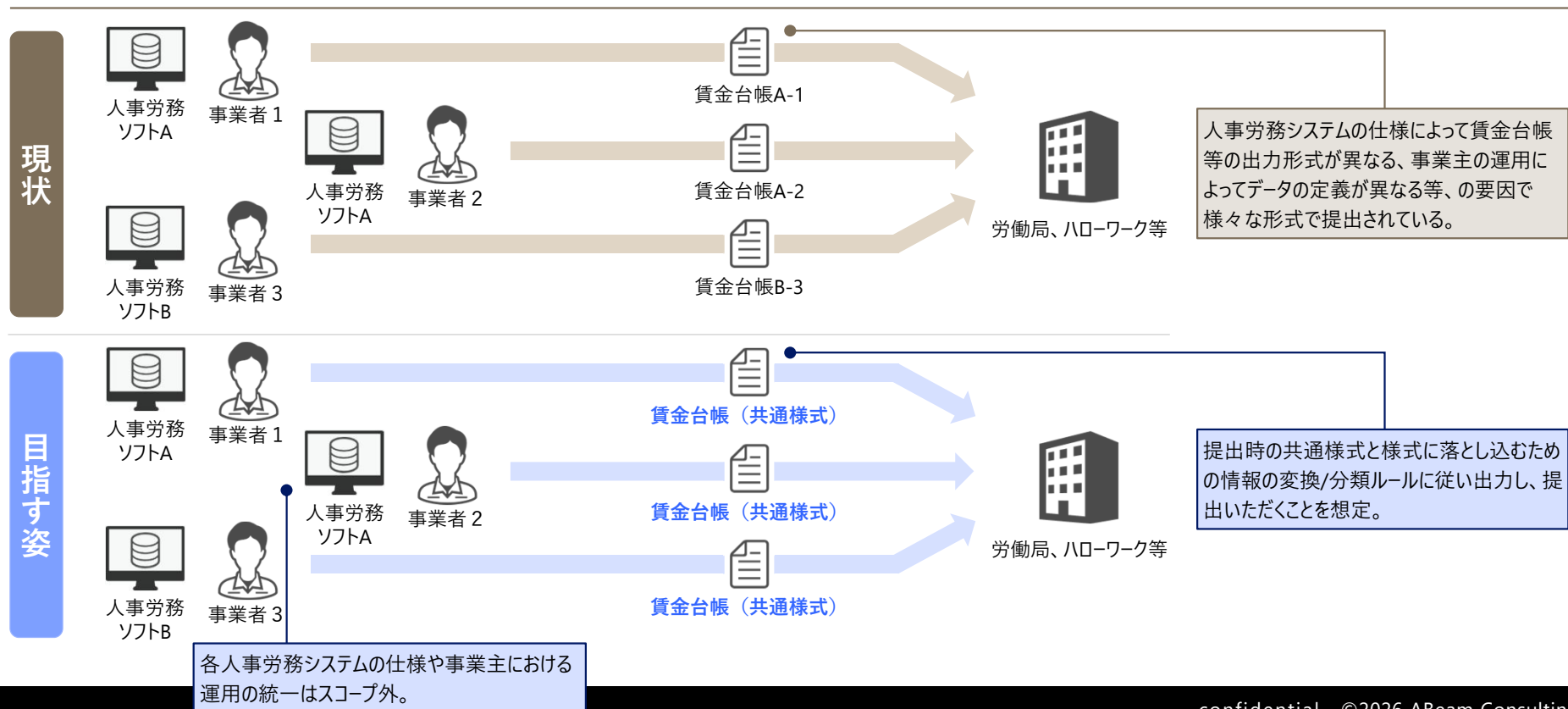


※1 厚生労働省様の所管手続において提出が必要なケースが多く、共通的な対応が可能であるため、これらの書類を対象に取組を実施予定。

2. 標準連携仕様の位置づけ

- 勤怠管理、賃金に関する情報は、人事労務システムごとのデータ定義や事業主の運用がさまざまであり、これらの根本的な統一は非常に困難で実現性に乏しいと理解しています。
- そこで、本取組における「標準連携仕様」としては、事業主が人事労務システム上で管理している勤怠、賃金等に関する情報を申請時に提示するための共通様式と共通様式に落とし込むための変換/分類のルールを定めることを想定しています。

標準連携仕様の適用イメージ



3. 標準連携仕様の策定後に当該仕様を用いる予定の手続

- 本取組で検討する「賃金台帳」及び「出勤簿」の標準連携仕様は、策定後、雇用保険被保険者資格喪失届、育児休業給付金支給申請、雇用関係助成金等の雇用保険関連手続全般にて利用可能とする方針で調整中です。

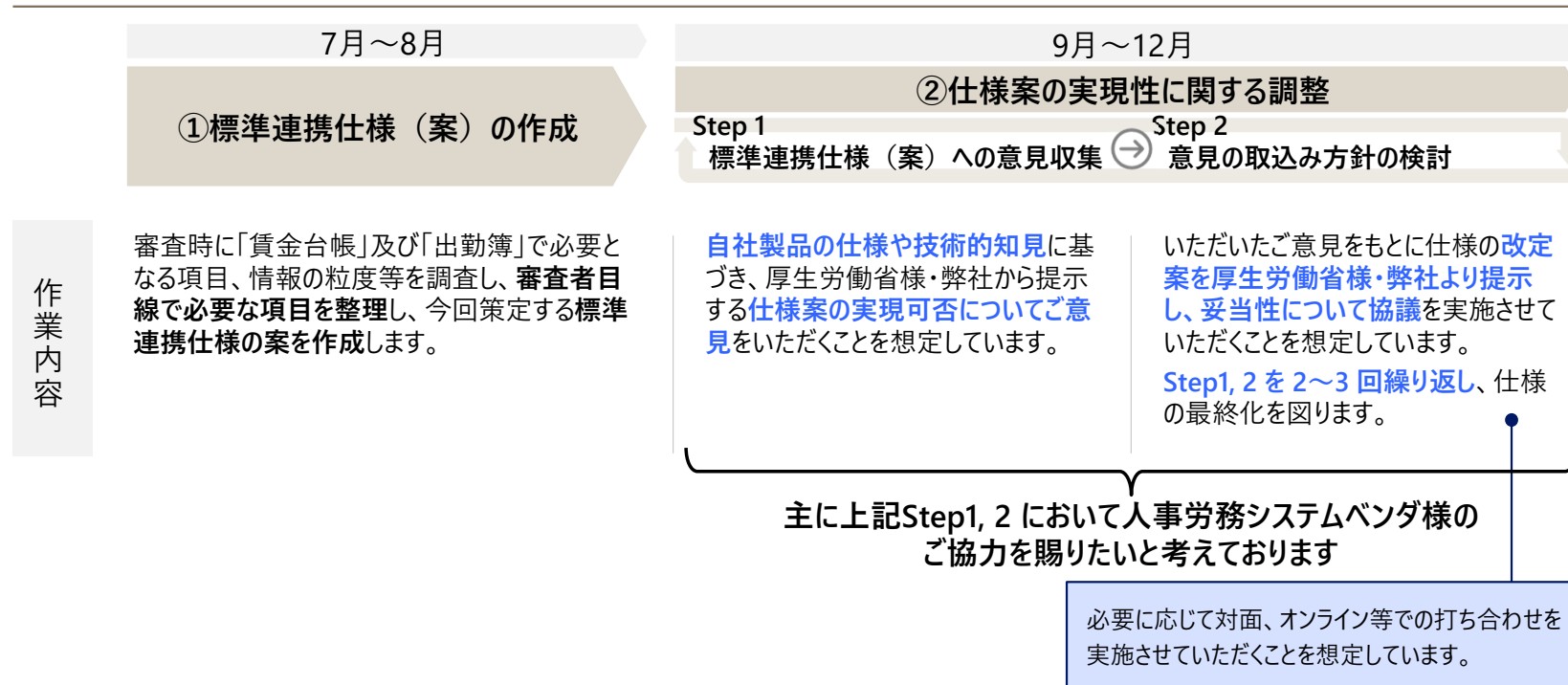
標準連携仕様を利用する方針で調整中の手続一覧

#	手続名称	年間手続件数規模
1	雇用保険資格取得届	約760万件
2	雇用保険被保険者資格喪失届	約700万件
3	高年齢雇用継続基本給付金（初回）の申請、高年齢雇用継続基本給付金（2回目以降）の申請	約300万件
4	育児休業給付金支給申請（2回目以降）	約230万件
5	育児休業給付金の申請（初回）、雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書の提出	約50万件
6	雇用関係助成金 計画届、支給申請	約50万件
7	介護休業給付金の支給申請手続	—
8	教育訓練休暇給付金の申請手続	—

4. 標準連携仕様の策定に向けた作業の進め方（想定）と人事労務システムベンダ様にご協力いただきたい事項

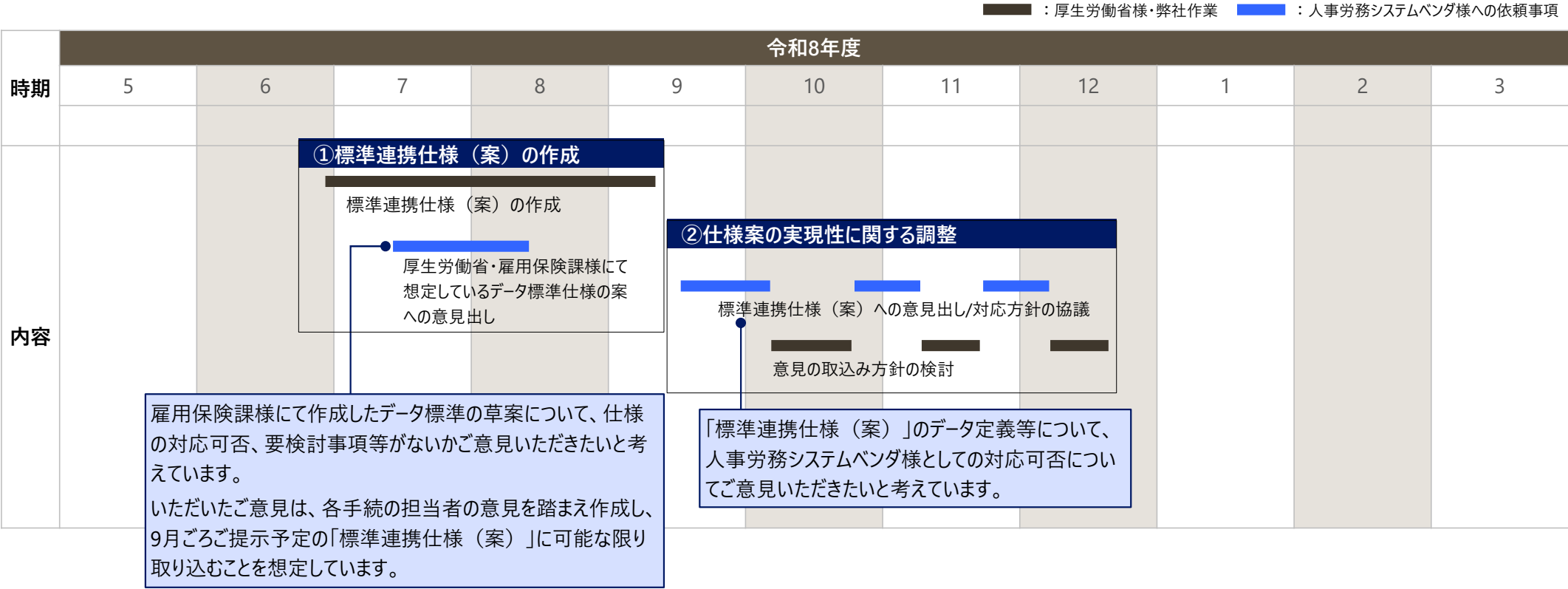
- 各種の手続の審査時に「賃金台帳」及び「出勤簿」で必要となる項目、情報の粒度等を調査し、**審査者目線で必要な項目を整理した標準連携仕様（案）を作成**するフェーズとこの案について人事労務システムベンダ様の技術的な知見等に基づき、仕様案の実現性についてご意見をいただき、仕様調整を実施する2つのフェーズで検討を進める想定です。
- 人事労務システムベンダ様におかれましては、主に**後者の仕様案**に対するご意見出し、改定案の妥当性等についての調整にご協力いただくことを想定しています。

標準連携仕様の策定に向けた作業の進め方、ご協力いただきたい範囲



5. 全体スケジュール

- 標準連携仕様の策定の全体スケジュールは以下のとおり、現時点では年内に人事労務システムベンダ様との調整を含めた仕様の検討を完了することを想定しています。
- 依頼事項の詳細については、アンケートにてご協力の意向をお示しいただいた場合に別途共有させていただきます。



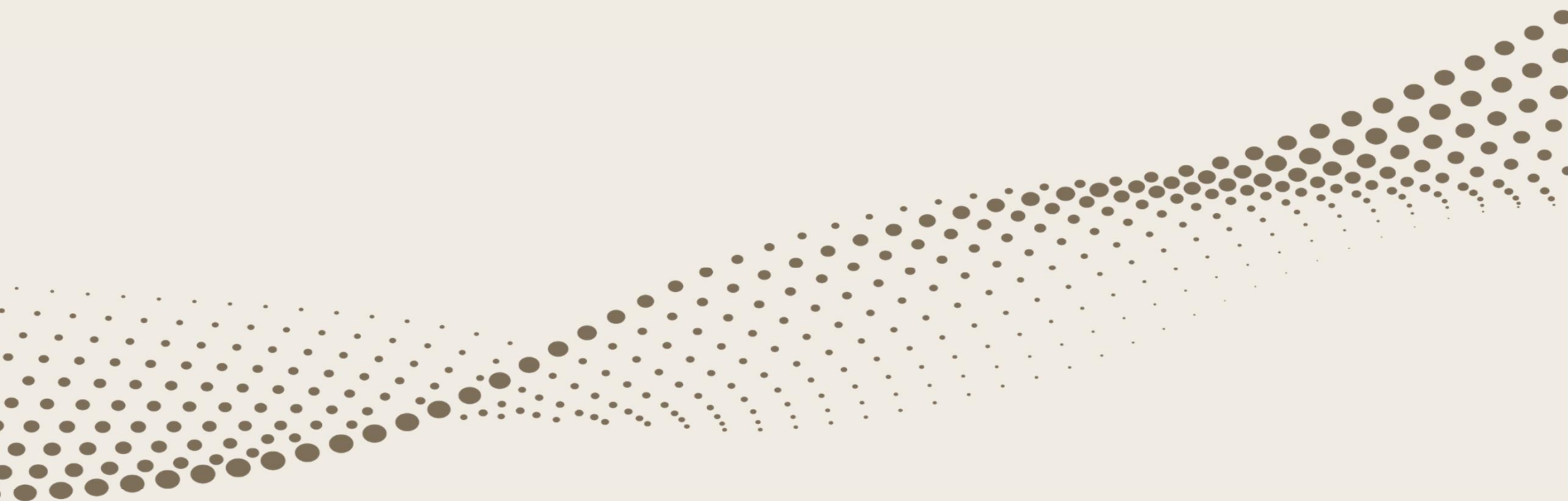
6. アンケートのご案内（再掲）

- 本書の内容をふまえ、下記リンクのアンケートにご回答いただけますと幸いです。

アンケート（Microsoft Forms）

URL : <https://forms.office.com/r/xGwJ3rTKpk>
所要時間 : 10分程度
実施期間 : ～8月14日（金）





アビーム、ABeam及びそのロゴは、アビームコンサルティング株式会社の日本その他の国における登録商標です。

本文に記載されている会社名及び製品名は各社の商号、商標又は登録商標です。

©2026 ABeam Consulting Ltd.



Build Beyond As One.